

会 費 規 程

公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会定款（以下「定款」という）第7条に定める会費に関して規定する。

(会員会費)

第2条 定款第5条に規定する正会員の会費は次のとおりとし、店舗管理者と店舗従事者の2種とする。

2. 店舗管理者は定款第5条1項に規定する者で店舗販売業を営む店舗の管理責任者として従事している者とする。

会費 年額 24.000 円

3. 店舗従事者は定款第5条1項に規定する者で、第2項以外のもの

会費 年額 12.000 円

4. 年度途中からの会費は月割とする。

(準会員会費)

第3条 準会員の会費は次のとおりとする

会費 年額 20.000 円

(名誉会員会費)

第4条 名誉会員は会費の納付を免除する。

(賛助会員会費)

第5条 賛助会員の会費は次のとおりとする。

会費 年額 20.000 円

(会費の納付方法)

第6条 会費の納付方法は次のとおりとする。

公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会より送付される振込み用紙により前期後期の2回に分け振り込むこととする。

(会費の納付期限)

第7条 前期分は当該年度の9月末日まで、後期分は当該年度の3月末日までに完納することとする。

(会費の使途)

第8条 第2条 第3条 第5条の会費は毎事業年度の合計額における10%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の減免)

第9条 会員が傷病その他の理由によって、会費の賦課を不相当と認めるとき

は、理事会の承認を経て会費を減免することができる。

(改廃)

第10条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

2. 第2条、第3条、第4条および第5条に定める会費額については、理事会の決議を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月20日から施行する。